

# 北しりべし廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

制 定 平成14年10月25日条例第28号

## (目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、広域連合長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び同法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下単に「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

## (対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及びこれと併せて設置する他のごみ処理施設（以下「施設」という。）とする。

## (縦覧の告示)

第3条 広域連合長は、報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 意見書の提出先及び提出期限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

## (縦覧の場所等)

第4条 縦覧の場所及び意見書の提出先は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合事務局
- (2) 関係町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に定める町村をいう。）の役場
- (3) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、広域連合長が指定する場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

3 前条の規定による告示があったときは、利害関係者は、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、広域連合長に意見書を提出することができる。

## (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。